

**綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業に係る
設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札実施要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設計、施工及び維持管理業務委託を一括発注する「綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、実施要綱を定めるものである。

2 本事業の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から工事目的物の性能、機能及び施工技術並びに維持管理に係る設計段階からの提案（以下「技術提案」という。）を募集し、価格その他の条件が企業団にとって最も有利な提案を申込みした者を落札者とする設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札（以下「本入札」という。）の実施にあたり、総合評価方式試行要領（平成21年4月1日施行）の特例として、必要な事項を定めるものとする。

(総合評価の実施)

第2条 本入札において、入札参加者による技術提案及び入札価格を一体として評価する。

2 本入札において、技術提案と併せて、入札参加者の設計業務、施工（工事）及び維持管理業務に係る計画策定能力及び実現力、並びに入札参加者の社会性、信頼性も評価することが妥当と認められる場合には、評価項目とすることができる。

(総合評価審査委員会の設置等)

第3条 水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）は、本入札を実施するときに、総合評価審査委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項を審査する。

(1) 令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、本入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の設定に関すること。

(2) 価格以外の評価に関すること。ただし、技術提案の一項目として、提案内容を補填するための価格評価は含むものとする。

(3) 第8条第1項に規定する公表資料等に関すること。

- (4) 入札参加者からの疑義の照会に関すること。
 - (5) 第5条に規定する意見聴取において、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から異議が出た場合の対応に関すること。
 - (6) その他必要と認める事項。
- 2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は技術管理者、副委員長は委員の中から技術管理者が指名する者をもって充てるものとし、任期については、本入札後、基本協定の締結までとする。
- 4 評価委員会は、次のとおり開催する。
- (1) 評価委員会は、委員長が必要と認めるときに召集する。
 - (2) 評価委員会は、委員（副委員長を含む。）の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
 - (3) 評価委員会の議事は、出席した委員（副委員長を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
 - (4) 緊急を要する等の場合は、各委員への持ち回りによる審査により、前号に規定する議決に代えることができる。
 - (5) 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
 - (6) 評価委員会の各委員は、事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - (7) 評価委員会の庶務は、契約検査課及び本事業を発注する課において行う。

（本入札の評価方法）

第4条 本入札における評価の方法は、加算方式にて算出する。評価の算出方法は、入札参加者が提出した技術提案並びに入札参加者の設計業務、施工（工事）及び維持管理業務に係る計画策定能力及び実現力並びに入札参加者の社会性、信頼性（以下「技術提案等」という。）に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した点数（以下、加算点という。）を評価委員会で決定する技術評価比重を乗じた値（以下、「技術評価点」という。）と入札参加者のうち最も低い入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。入札参加者のうち、最も低い入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査制度取扱要領（平成25年4月1日施行）を準用する。）を当該入札参加者の入札価格で除し、評価委員会で決定する価格評価比重を乗じた値（以下「価格評価点」という。）の合計の数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝加算点×技術評価比重（小数第3位以下切捨て）

価格評価点＝入札参加者のうち最も低い入札価格／当該入札参加者の入札価格×
価格評価比重（小数点第3位以下切捨て）

評価値＝技術評価点＋価格評価点

（学識経験を有する者の意見聴取）

第5条 本入札の実施にあたっては、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ、学識経験者2人からの意見を聴くものとする。

2 当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときは、第12条第1項に規定する技術提案等の審査後に前項で意見聴取した学識経験者に意見を聴くものとする。

3 前項の意見調査は、学識経験者から特に要請された場合には、評価値の算出後に行うものとする。

4 第2項の意見聴取において、学識経験者から異議が出た場合には、第3条に規定する評価委員会の審査に付するものとする。

5 第1項から第3項の規定による意見の聴取は、学識経験者ごとに行うものとする。
（評価結果等の公表）

第6条 企業長は、落札者を決定した時は、次に掲げる事項について公表する。

- （1）落札者。
 - （2）落札者を決定した理由。
 - （3）入札参加者の評価結果。
- （落札者決定基準の決定）

第7条 企業長は、第5条第1項の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。

（公表資料）

第8条 本事業の発注にあたり、公表する実施方針、要求水準書、入札公告、入札説明書等の資料（以下「公表資料」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札を適用する理由。
- （2）技術提案を求める範囲。
- （3）求める技術資料及びその他企業長が必要と認める資料（以下総称して「提出資料」という。）の内容及び提出期限。
- （4）技術資料の評価項目及び評価基準。
- （5）提出資料の要求および失格事項。

- (6) 技術提案等の内容に基づいて積算した価格による応札。
- (7) 落札者の決定基準及び決定方法。
- (8) 提出資料のプレゼンテーションに関する事項。
- (9) 評価結果の公表。
- (10) 技術提案等が達成されなかったときの取扱い。
- (11) 技術提案等及び提出資料の責任の所在。
- (12) 予定価格及び調査基準価格に関する事項。
- (13) その他必要と認める事項。

2 企業長は、要求水準書を定めたときは、これを公表する。

(技術提案を求める範囲)

第9条 前条第1項第2号に定める技術提案を求める範囲は、民間事業者の技術、ノウハウ、創意工夫等の活用が適当と認められるものの中から設計業務、施工（工事）及び維持管理業務の特性に応じて評価委員会で決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、技術提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 工期の延長が不可欠である提案。
- (2) ライフサイクルコストが増大すると予想される提案。
- (3) 関連工事または周辺工事に許容できない影響を与えると予想される提案。
- (4) 騒音、振動等、周辺環境へ許容できない影響を与えると予想される提案。
- (5) 別に定める本入札における要求水準を満たさない提案。

3 第1項により技術提案を求める範囲を公表資料に明示する際に、入札参加者からの技術提案等を基に、予定価格を定める場合はその旨を合わせて明示する。

(入札公告に掲げる事項)

第10条 企業長は、本入札を実施する際には、入札公告（入札説明書を含む）において、企業団契約規程（昭和44年神奈川県内広域水道企業団管理規程第8号）第7条に規定する事項に加え、次の事項についても掲げる。

- (1) 設計・施工・維持管理一括型総合評価一般競争入札であること。
 - (2) 落札者の決定基準、提出資料の作成及び提出のために必要な事項並びに提出資料のヒアリングに関する事項。
 - (3) 予定価格及び調査基準価格に関する事項。
 - (4) 技術提案等及び応札価格に関する事項。
- (提出資料等に関するプレゼンテーション)

第 11 条 評価委員会の委員長は、必要に応じて入札参加者の提出資料等について、入札参加者によるプレゼンテーションの機会を設け、その内容等を確認することができる。

(技術提案等の審査及び評定)

第 12 条 評価委員会の委員長は、入札参加者から提示された技術提案等について、設計、施工及び維持管理の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査を行う。また、緊急時や異常時などの危機管理の対応についても審査を行う。

2 評価委員会の委員長は、前項の審査により、入札参加者から提示された技術提案等を採用した場合、契約内容に合致した確実な設計業務、施工（工事）及び維持管理業務を行うことができないと認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。

3 評価委員会の委員長は、入札公告において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術の評定を実施し、技術評価点を算出する。

4 評価委員会の委員長は、技術提案等の審査及び評定について、評価委員会の審査に付したうえで、技術提案等の決定を行うものとする。

5 入札参加者から提出された技術資料は公表しない。

(落札候補者の決定)

第 13 条 評価委員会の委員長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、評価値の最も高いものを落札候補者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札参加者の提出資料が、公表資料で定める失格要件のいずれにも該当していないこと。

2 前項の評価値で最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(落札者の決定)

第 14 条 企業長は、落札候補者の申込みに係る価格が低入札価格調査制度取扱要領（平成25年4月1日施行）第3条に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札候補者を落札者として決定する。ただし、当該落札候補者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回る場合の取扱いは、低入札価格調査制度取扱要領（平成25年4月1日施行）第4条によるものとする。

2 前項において、第5条第2項及び第3項の規定による意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、当該落札候補者を落札者として決定する。ただし、学識経験者から

異議が出た場合には、評価委員会の審査に付して、落札者を決定する。

3 企業長は、第1項の規定により落札者を決定するにあたり、評価委員会の審査に付することができる。

4 企業長は、落札者を決定した時は、当該落札者及びその他の入札参加者に対し、その決定を通知する。

(施工方法等)

第15条 受注者は、提出資料に基づいて設計業務及び施工（工事）を行うものとし、提出資料に係る部分についての変更は、原則行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第16条 入札参加者から提出された技術資料等の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、企業団は、技術提案などを外部に公表する場合及び入札参加者の承諾を得た場合は、技術資料を無償で使用するすることができる。

(技術提案等が達成されなかったときの対応など)

第17条 入札参加者の提出資料に、虚偽記載など明らかに悪質な行為があった場合には、指名停止等措置要領（平成4年1月施行）の規定に基づき、指名停止等を行うものとする。

2 自然災害等の不可抗力を除き、履行遅延、施工不良など受注者の責により技術提案等が達成されなかった場合は、再度、施工義務または改善義務を課すとともに、契約解除に相当する場合は解除権を行使するほか、受注者は企業団の指定する期間に違約金を支払わなければならない。

3 設計業務、施工（工事）及び維持管理業務期間中に受注者が契約解除を申し出た場合も同様とする。

4 第2項の場合、受注者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額と、請負金額の10分の1に相当する額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

(その他)

第18条 この実施要綱に定めるもののほか、本事業の実施のために定める必要がある事項が生じた場合には、その都度、企業団が定めるものとする。